

高知県公害防止条例施行規則第2条の別表第1の第2号に規定する施設

大気汚染に係る特定施設

粉じん関係

1	セメントの製造又は加工の用に供する粉砕施設並びに加工施設のうちセメントサイロ、セメントホッパー、バッチャープラント、砂利選別施設、篩（ふるい）分け施設及び自動包装施設
2	石こう、石灰、釜業製品または土石製品の製造又は加工の用に供する粉砕施設、篩（ふるい）分け施設及び自動包装施設
3	食料品、飼料又は肥料の製造又は加工の用に供する原料粉砕施設及び篩（ふるい）分け施設
4	木材、オガクズ、石綿又は合成樹脂の切断又は成型加工の用に供する施設
5	繊維工業の用に供する原綿加工施設及び綿又は繊維の再生加工施設
6	工場または事業場において用いるフン会運搬用コンベア、噴火以上物質の貯蔵施設（屋内に設置するものを除く。）

騒音に係る特定施設

1	金属加工機械であって、次に掲げるもの ア 圧延機械 イ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ウ せん断機（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） エ 旋盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
3	木材加工機械にあつて、次に掲げるもの ア 帯のご盤（製材用のものにあつては、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。） イ 丸のご盤（製材用のものにあつては、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）